第二項の表三二の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

三十八　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項及び二八の項を次のように改める。

二七	削除
二八	削除

第二項の表一六の項及び一七の項を次のように改める。

一六	削除
一七	削除

第二項の表一八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

三十九　平成十六年総務省告示第三百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

四十　平成十六年総務省告示第九百四十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

四十一　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一八の項を次のように改める。

一八	削除

表二二の項を次のように改める。

二二	削除

表二九の項を次のように改める。

二九	削除

四十二　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇七の項を次のように改める。

一〇七	削除

四十三　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四八の項を次のように改める。

四八	削除

第一項の表五二の項を次のように改める。

五二	削除

四十四　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項を次のように改める。

一四	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

六四	削除

第一項の表八八の項及び八九の項を次のように改める。

八八	削除
八九	削除

第一項の表一一八の項を次のように改める。

一一八	削除

第一項の表一二九の項を次のように改める。

一二九	削除

四十五　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四三の項を次のように改める。

43	削除

第一項の表八九の項を次のように改める。

89	削除

第一項の表三九二の項から三九五の項までを次のように改める。

392	削除
393	削除
394	削除
395	削除

第一項の表四九六の項を次のように改める。

496	削除

第一項の表五一九の項を次のように改める。

519	削除

第一項の表五二二の項を次のように改める。

522	削除

第一項の表五二四の項を次のように改める。

524	削除